

特別金利定期預金（2026 年 6 月 18 日～2026 年 8 月 31 日）

（預金種類：大口定期）

1. 商品名	特別金利定期預金 ※通帳、証書には「大口定期」と表記されます。
2. 販売総額	300 億円
3. お取り扱い期間	2026 年 6 月 18 日～2026 年 8 月 31 日 ただし、上記販売総額（予約受付分も含む）に達した時点で取扱を終了させていただきます。
4. ご利用いただける方	当金庫に普通預金口座をお持ちであり、かつ団体会員の間接構成員の方または「東北ろうきん友の会等」への会員加入が可能な個人の方で、以下①または②を満たす方 ① 新たなご資金でお預入れいただける方 ② 2026 年 4 月以降に退職金をお受取りされた方で、退職金等専用定期預金（ファーストキープ 2026・キープワン 2026）を利用していないご資金をお預入れいただける方* * 以下のいずれかの資料をお持ちください。 ・退職所得の源泉徴収票 ・退職金振込通帳 ・退職金支払明細書またはそれに準ずるもの * 団体会員の退職者の方で退職時に団体会員の間接構成員でなくなった方は、東北ろうきん友の会等への加入が必要となります。
5. 対象となる資金	以下の①～③のいずれかに該当する資金が対象となります。 ①現金・振込み等により当金庫に預入れされた新たなご資金* * 2026 年 5 月 31 日を基準日とした、当金庫にお預入れいただいているご預金全額および保有いただいている国債・投資信託との合計額より増加となるご資金のみを対象とします（定期預金等の満期金、お振替、ご解約等、当金庫から払戻しされた資金によるお預入れは対象となりません）。 ②取扱期間中に満期を迎える個人向け国債の満期資金 ③2026 年 4 月以降に振込まれた退職金
6. ご留意いただきたい事項	・ 本商品における合計預入金額は、お一人様あたり 1,000 万円以内とさせていただきます。 ・ 団体会員の間接構成員の方に限り、事前のお預入れ予約を承ります。なお、ご予約いただく場合でもお取り扱い期間中のお預入れが必要です。 ・ ダイレクトバンキングおよび A T M によるお取扱いはできません。
7. 期間	3 年
8. お預け入れ方法	
(1) お預け入れ方法	一括してお預け入れいただきます。
(2) お預け入れ金額	1,000 万円

〔商品概要説明書〕

(3) お預け入れ単位	—						
9. 満期時の取扱い	- 満期時に本商品を払戻しての再預入れはできません。また、お取扱店変更の場合でもお預入れはできません。 - お預入れ時のご指定により、元金継続または元利金継続でお取扱いいたします。なお、満期継続時には、その時点の店頭表示金利を適用いたします。 ※ 期日指定、非自動継続のお取扱いはしておりません。						
10. 払い戻し方法	満期日以後に一括して払い戻しいたします。						
11. 利息							
(1) 適用金利	<table border="1" data-bbox="560 577 1422 824"> <thead> <tr> <th>お取引内容</th><th>特別金利</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>給与*1 または公的年金等*2 のお受取りをご指定いただいている方</td><td>年 2.20%</td></tr> <tr> <td>給与または公的年金等のお受取りをご指定されていない方</td><td>年 2.00%</td></tr> </tbody> </table> ※1 当金庫に給与のお受取りをご指定いただいている方または新規・変更手続きを済まされた方 ※2 以下の①～③のいずれかに該当する方が対象となります。 ①当金庫に公的年金等のお受取りをご指定いただいている方 ②新規・変更手続きを済まされた方で、年金が指定口座へ1年以内に振り込まれる方 ③満60歳以上の方で、当金庫に公的年金等の受取口座の指定をご予約いただける方 ※対象となる「公的年金等」とは、国民年金や厚生年金、共済年金等の「公的年金」と厚生年金基金等の「企業年金」です。 ※給与または公的年金等のお受取りのご指定については、当商品の満期までご継続いただくことを条件とします。預入期間中にお受取りのご指定が解除された際には、当商品中途解約していただく場合がありますのでご注意ください。 ※特別金利の適用は、初回満期時までとなります。 ※金利情勢の変動等により、お取扱い期間中に特別金利を見直す場合があります。	お取引内容	特別金利	給与*1 または公的年金等*2 のお受取りをご指定いただいている方	年 2.20%	給与または公的年金等のお受取りをご指定されていない方	年 2.00%
お取引内容	特別金利						
給与*1 または公的年金等*2 のお受取りをご指定いただいている方	年 2.20%						
給与または公的年金等のお受取りをご指定されていない方	年 2.00%						
(2) 利払い方法	- 単利型となります。 1年ごとの応当日に中間利払いをいたします。 中間利払時の利率…約定利率×70% (小数点第4位以下切り捨て) - 中間利払利息を差し引いた利息の残額は、満期日以後に元金とともにお支払いいたします。						
(3) 計算方法	付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算を行います。						
12. 税金	20.315%の源泉分離課税（国税15.315%・地方税5%） ※ 復興特別所得税が付加されることにより、2013年1月1日から2037年12月31日までの25年間、20.315%の源泉分離課税（国税15.315%、地方税5%）となります。						
13. 手数料	—						

14. 付加できる特約条項											
当座貸越	・ 自動継続の定期預金を、総合口座取引の担保定期預金として組み入れ、総合口座の普通預金口座からの貸越（残高がマイナスになったときに自動的にご融資すること。当座貸越といいます。）を利用することができます。 ・ 総合口座の当座貸越限度額は、定期預金の合計額（エース預金もご利用の場合は合算します）の90%（千円未満切り捨て）または300万円のうちいずれか少ない金額とします。 ・ 貸越利率は、担保とする定期預金の約定利率に0.50%を上乗せした利率となります。なお、担保預金が複数ある場合には定期預金利率の低い方から適用されます。										
15. 満期日前解約（中途解約）の取り扱い	・ 満期日前に解約（中途解約）する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切り捨て）により計算した利息とともに払い戻しいたします。 ・ 中間利払い済みである場合、利息計算の結果、支払済みの中間利息が中途解約利息額を上回る場合があります。その場合、利息の差額分は解約元金から控除いたします。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>中途解約日までの預入期間</th><th>中途解約利率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1年未満</td><td>中途解約日における普通預金の利率または約定利率×20%のいずれか低い利率</td></tr> <tr> <td>1年以上1年6か月未満</td><td>約定利率×40%</td></tr> <tr> <td>1年6か月以上2年未満</td><td>約定利率×50%</td></tr> <tr> <td>2年以上3年未満</td><td>約定利率×70%</td></tr> </tbody> </table>	中途解約日までの預入期間	中途解約利率	1年未満	中途解約日における普通預金の利率または約定利率×20%のいずれか低い利率	1年以上1年6か月未満	約定利率×40%	1年6か月以上2年未満	約定利率×50%	2年以上3年未満	約定利率×70%
中途解約日までの預入期間	中途解約利率										
1年未満	中途解約日における普通預金の利率または約定利率×20%のいずれか低い利率										
1年以上1年6か月未満	約定利率×40%										
1年6か月以上2年未満	約定利率×50%										
2年以上3年未満	約定利率×70%										
16. 預金保険制度	この預金は預金保険の対象であり、同保険の範囲内（1預金者あたり当金庫での全額保護の預金商品以外の預金総額のうち、元本1,000万円までとその利息）で保護されます。										
17. 金利情報の入手方法	店頭備え付けの金利ボードまたは当金庫ホームページをご覧ください。 か、窓口にお問い合わせください。										
18. 商品に関するお問い合わせ	フリーダイヤル：0120-1919-62 受付時間 平日 午前9時～午後5時										
19. 苦情処理措置 （ろうきんへの相談）	ご契約内容や商品に関する苦情は、お取引店または下記のフリーダイヤルをご利用ください。 【窓口：東北労働金庫 お客様相談窓口】0120-1915-62 受付時間 平日 午前9時～午後5時 なお、苦情対応の手続きについては、別途パンフレットを用意しておりますのでお申し付けいただくか、当金庫ホームページをご覧ください。 ホームページアドレス https:// www.tohoku-rokin.or.jp										
20. 紛争解決措置（第三者機関に 問題解決を相談したい場合）	・ 東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249）で問題の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記当金庫お客様相談窓口またはろうきん相談所にお問い合わせください。 ・ また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接										

	お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で問題の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に問題を移管し解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客様相談窓口またはろうきん相談所にお問い合わせください。 【全国労働金庫協会 ろうきん相談所】0120-177-288 受付時間 平日 午前9時～午後5時
21. その他参考となる事項	一部払い戻しのお取り扱いはできません。

東北労働金庫